第明三治種十五郵年便三物月三十一日認可

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

財　政

今後目指すべき地方財政の姿と平成二十六年度の地方財政への対応についての意見（地方財政審議会）　一

〔資　料〕

四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一三（平成二十五）年七～九月期）（内閣府）　五

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　七

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社工事一部完了関係　二四

地方公共団体
行旅死亡人関係　二五

会社その他　二五

会社決算公告　三六

官庁報告

財　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規程に基づき、地方財政審議会から、次のとおり地域再生に向けた地方財政改革についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十六年一月七日

総務大臣　新藤　義孝

今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見

平成25年12月16日
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに　～地方交付税の基本に立ち戻って～

政府は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るための施策を強力に推進している。その成果もあり、我が国の経済は着実に上向きつつあるが、他方、景気回復の実感は、地域経済には未だ十分には浸透していないのが現状である。

地域の活性化なくして日本経済の再生はない。地域における元気の創造の取組の積み重ねが、日本経済全体の再生に大きく貢献する。

一方、地域の元気の創造は、福祉や教育などの地方自治体が提供するサービスにより、住民の幸せ・安心が確保されていることが前提となる。住民の基礎的な生活ニーズが満たされてはじめて新たな取組にチャレンジできる。これらの住民の幸せ・安心の確保や、地域の元気の創造は、地方交付税による財源保障機能・財源調整機能が発揮されることにより、全国津々浦々で実現できる。

折しも、平成26年度は、地方交付税制度が発足して60周年を迎える。節目の年に、地方の固有財源であり地方財政の要である地方交付税の本来の役割とあるべき姿を国、地方を通じて再確認することは、意義深いことと考えられる。

予算編成の際の地方財政対策において、平成26年度に向けた地方財政のあり方を検討するに当たっては、地方交付税制度の基本に立ち戻ることを強く望むものである。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見を提出することとした。

なお、目指すべき地方税制の姿と平成26年度地方税制改正等への対応については、平成25年11月22日の当審議会意見「平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」のとおりである。

第一　今後目指すべき地方財政の姿

１．目指すべき地域の姿

⑴　住民の幸せ・安心

目指すべき地域の姿の一つ目の柱は、住民の満足度を高めて幸せをもたらし、多様なセーフティネットを築いて住民の安心をもたらすことである。住民の幸せと安心は、国民生活の基盤である。人口減少や少子高齢化、雇用環境や産業構造の変化、防災・減災の必要性の高まりなど近年の社会経済情勢の変化に対応し、住民の幸せと安心を確保することが重要である。

地域社会が多様化する中、住民の幸せ・安心をもたらすための処方箋は地域ごとに異なる。地方自治体は、様々な行政サービスを安定的に提供することはもとより、住民ニーズを的確に把握し、創意工夫を凝らして魅力ある地域づくりに積極的に取り組むことが求められている。また、東日本大震災からの復興を加速しなければならない。

⑵　地域の元気

目指すべき地域の姿の二つ目の柱は、住民に幸せと安心をもたらした上で、「地域の活性化なくして日本経済の再生なし」との考えの下、地域経済の活性化を実現し、地域の元気を創造することである。地域の元気が、我が国の喫緊の課題であるデフレからの早期脱却と持続的な経済成長の実現をもたらすことが期待される。

地域には、自然、景観、文化、再生可能エネルギー、地場産品等多様な地域資源があり、産業界、大学等教育機関、地域金融機関といった地域経済の活性化の担い手がいる。また、ＮＰＯ法人などの住民組織の活動も活発になっている。地方自治体が、地域の特色に応じ、これらの資源を有効に活用しつつ、担い手と連携することにより、地域からの経済成長を実現することが必要である。

地域の元気は、それぞれの地域における活性化により創造される。地域の元気の積み重ねが、日本経済全体の再生につながる。このため、国における様々な取組に加え、それぞれの地域における活性化の取組が重要である。

２．目指すべき地方財政の姿

⑴　持続可能な地方財政基盤の構築

わが国全体の財政支出について、国と地方の歳出純計額を最終支出の主体に着目して区分すると、国が４割、地方が６割となっている。年金や防衛のように、国のみが支出する経費を除き、社会保障、教育など国民生活に直接関連する経費は、最終的に地方自治体を通じて支出される割合が高い[1]。

経済情勢が変動する中にあっても、すべての地域において、地方自治体が行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政基盤が持続可能なものでなければならない。このことが、住民の幸せ・安心や、地域の元気の創造を支えることにつながる。

具体的には、地方自治体が実施すべき行政サービスに必要な額を歳出総額として確保し、かつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保する必要がある。

現在、国・地方とも厳しい財政状況に直面している。地方財政の持続可能性が向上するためにも、その健全化を図るべきことは言うまでもない。公経済の担い手である国と地方が歩調をあわせ、歳入歳出両面にわたる見直しに取り組む必要がある。

⑵　地方交付税の本来の役割

わが国では、地方自治体が行政サービスの主な担い手である。地方交付税制度は、全国どこの地域に住んでいても、標準的な行政サービスを受けられるようにするため、サービスの担い手である地方自治体に財源を保障している。また、この財源保障によって地域間の財源の不均衡を是正する、財源調整（格差是正）機能も果たしている。地方交付税がその本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を発揮できるようにするためには、その総額を確保することが必要となる。